

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6 年 10 月 2 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0561-84-2532 （月～金曜日 9：00～18：00 ）

主任介護支援専門員 勝股 加代美

管 理 責 任 者 勝股 加代美

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

（1） 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス実施地域

事 業 所 名	ひと葉 介護相談所
所 在 地	愛知県瀬戸市見付町 59 番地
事業所指定番号	居宅介護支援事業（瀬戸市 第 2372301727）
サービスを提供する 実施地域 ※	瀬戸市 尾張旭市 長久手市 小牧市 春日井市 名古屋市 豊明市 みよし市 日進市 東郷町 豊田市

※上記地域以外でもご希望の方は相談ください。

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、また要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して事業を行う。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏すること

	のないよう、公正中立に行う。
--	----------------

(2) 事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員）	1 名
主任介護支援専門員	2 名
常勤	5 名（管理者と主任介護支援専門員を含む）
非常勤	4 名
常勤 事務員	1 名
常勤兼務事務員	2 名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 9 時～午後 6 時まで（土・日曜、祝日 及び 8 月 13 日～15 日 12 月 31 日～1 月 3 日は休業）
24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を整えています。

(4) 事業計画及び財務内容

利用者及びその家族にとどまらず、すべての方に対して、求めがあれば閲覧することができます。

(5) お客様やご家族がどのような介護サービスをどの程度で利用したいのか、ご希望をお伺いします。そして、
居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能で
その事業所を位置付けた理由を求めることが可能です。

※ 当社の前 6 か月間の居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護
がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び各サービスごとの同一事業者によ
って提供されたものが占める割合について別紙にて説明いたします。

3. 利用料金

(1) 居宅介護支援の基本報酬及び加算

要介護 1 又は 要介護 2	1,132 単位
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,470 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位
初回加算	313 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	261 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	208 単位
退院退所加算	連携 1 回 医療機関関係者との面談のみ 469 単位

【東郷町】 健康福祉部 高齢者支援課 0 5 6 1－5 6－0 7 3 5

【豊明市】 長寿課 介護保険係 0 5 6 2－9 2－1 2 6 1

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課内 苦情相談室 052-971-4165

(3) 虐待の防止について

1. 事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(4) 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(5) 秘密保持

職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

第三者評価の実施の有無 【無】

5. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社フォーリーフ
資本金	400,000 円（資本準備金含む）
設立	平成 23 年 6 月 15 日
所在地・電話・FAX	愛知県尾張旭市平子町長池上 6254 番地 12
	代表取締役 勝股 加代美 0561-52-0899
事業内容	居宅介護支援事業
	地方自治体（市区町村）から介護保険被保険者認定調査業務の委託

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

愛知県尾張旭市平子町長池上 6 2 5 4 番地 1 2

株式会社フォーリーフ

代表取締役 勝股 加代美

【事業所】

(住 所) 愛知県瀬戸市見付町5-9番地

(事業所名) ひと葉 介護相談所 (指定番号 2372301727 号 瀬戸市)